

令和7年度地域福祉小冊子作製業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

地域福祉小冊子作製業務の企画提案を募集します。業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

なお、本業務委託の実施にあたっては、令和7年度前橋市一般会計予算の成立を条件とします。

1 業務の趣旨・目的

次期地域福祉計画は、本市の福祉分野における総合計画「理念計画」として策定しています。この計画で掲げる本市が目指す「福祉のまちづくり」の姿やそれを実現化するための福祉政策の方向性を、策定過程を通して、福祉サービスの当事者や関係者のみならず、広く地域住民にも認知し、「自分ごと」としての理解の促進も図れるよう、紙面と電子媒体でデザイン・写真等に工夫を凝らした地域福祉小冊子を作製します。

2 業務の内容・概要

(1) 業務名 地域福祉小冊子作製業務

(2) 業務内容

策定する地域福祉計画の目指す姿、福祉政策の方向性を、策定過程での関係者への取材を通して、分かりやすく伝わるコンセプトづくりと写真素材やイラスト、レイアウト等に工夫を凝らした地域福祉計画の周知促進のための魅力的な編集内容による概要版の作製を行います。(提案内容に基づき、社会福祉課とスケジュールや編集の方向性を随時確認しながら、取材、撮影、編集、印刷など小冊子作製における全ての業務を受託)

(3) コンセプト

「目指す姿」、「方向性」をテーマに、幅広い世代に分かりやすく伝え、「自分ごと」として認識される内容とし、策定する地域福祉計画が一冊で分かるもの。

①主な素材

下記のポイントを中心に取材し、テーマを明確化

- ・市民ワークショップやタウンミーティング、市民アンケートやパブリックコメントのほか、策定WGなど
- ・社協や地区社協が策定する計画の企画検討
- ・地域福祉を支える様々な主体が連携協働して取組むプラットフォーム「町社協」
* 「町社協」の取組の中から実際にピックアップして掲載。

②紙面構成

地域で福祉活動に取り組む人たちに焦点を当て、地域で支える取り組みによってもたらされる安心で安全な暮らしが伝わる綺麗な写真を中心に掲載し、落ち着いた温かみのあるデザインを心がけます。導入ページには、「目指す姿」、「方向性」を分かりやすく示すとともに、「目指す姿」を実現するまでの取組過程を想像できるマップを作製します。

③配布・PR方法

- ・紙媒体は、庁内関係課、市議会、社会福祉協議会、地区社協、民生委員・児童委員、自治会、町社協、出前講座などでの配布
- ・電子媒体は、SNS や前橋市公式ホームページでの配布
- ・ポストカードは、紙媒体で配布できない者、電子媒体へのアクセスを促進することを目的に、市有施設はじめ、市内の福祉施設等を中心に地域福祉に関連する場所に設置し配布（最低作成部数は指定しません。企画提案に含まれます。）

④独自提案

上記のほか、本業務の趣旨に合致し、業務目的達成のために効果的と認められる業務の提案を行うこと。

（４）仕様

最低作成部数 3, 0 0 0 部

紙面サイズ A 5 版

ページ数 1 2 ページ程度

色 数 4 色刷り カラーバリアフリーに配慮

紙 質 企画提案内容による

その他 視覚障がい者への配慮

例) ページごとに音声コード Uni-Boice を作成し、印刷時に半円形の切り欠きを入れる。

デジタルパンフレットとしてのファイル形式 PDF ファイル

※作成部数、紙面サイズ、ページ数、紙質等は企画提案の中に盛り込んでいただき、効果・効率性など、審査の中で総合的に判断します。

（５）発行スケジュール

納品・発行は令和 8 年 3 月を目安としますが、時勢に応じて適切なタイミングに変更する可能性があります。また、納品は前橋市社会福祉課へ一括納品を予定しています。

3 予算額

2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

予算額には、本事業に係る費用の一切を含むため、納品時の配送費を含みます。

4 契約期間・履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和5・6年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：イベント・企画」が含まれていること。認定を受けていない場合は、会社の規模、業務実績、財務状況等について提出書類で審査を行いますので、担当までご連絡ください。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 業務の実施にあたっては、障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、障害者に対する合理的配慮の提供に務めること。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和7年	2月27日（木）	
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和7年	2月27日（木）	
質問受付期間	令和7年	2月27日（木）～令和7年	3月7日（金）
応募受付期間	令和7年	2月27日（木）～令和7年	3月17日（月）
提出書類受付期限	令和7年	3月17日（月）	必着
質問書への回答	令和7年	3月12日（水）	まで
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和7年	3月27日（木）	
審査結果通知書の発送	令和7年	3月31日（月）	予定

7 質問受付及び回答

質問受付期間	令和7年 2月27日（木）～令和7年 3月7日（金）
質問様式	別紙質問書様式
提出方法	FAX（027-223-8325）又は e-mail(shakai_fukusi@city.maebashi.gunma.jp)
提出先	前橋市社会福祉課
質問回答	令和7年3月12日（水）までに、応募のあった事業者すべてにFAX 又はメールで回答します。

8 応募の手続等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募する者は、次のとおり応募書類及び企画書類を提出してください。

（1）応募に際して提出するもの

- ①応募書類 各1部
 - ・応募申請書
 - ・誓約書
 - ・費用見積書
 - 総額だけでなく、費用の内訳がわかるように記載してください。
 - ・実施体制申告書
- ②企画書類 各6部
 - ・企画提案書
 - 別にお渡しするフォーマットに沿って提案書を作製してください。
 - ・提案パンフレット見本
 - 別に提示する提案用パンフレット見本作製仕様書から見本を作製し、企画提案書のイメージを部分的に具体化してください。
 - ※紙質、色数は実際に使用するものと同一とします。

（2）応募申し込みについて

- ①受付期間 令和7年3月7日（金）～令和7年3月17日（月）午後5時まで
（必着）
- ②提出方法 持参郵送（一般書留・簡易書留）による
 - ※ 企画提案書等の書面サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をしてください。

提出書類一覧の他に、審査および選考上、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 提出書類の取り扱い

① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

③ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

⑤ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

「2 業務内容」に係る企画・事業計画について提出された書類に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 日時 令和7年3月27日(木)(予定) 14時00分から順次

※提出された書類に基づくプレゼンテーション・質疑により候補者を選出します。

※各事業者10分のプレゼンテーション、5分の質疑応答を予定します。

※プレゼンテーションの順番は、企画書類の提出順といたします。

※各事業者は上記時間中会場で待機し続ける必要はありません。プレゼンテーション予定時刻の5分前に間に合うように控室に到着していればよいものとします。

※企画書類を提出された際にメールか電話でプレゼンテーション実施の予定時刻をお伝えします。なお、予定時刻に遅れた場合は遅れた時間をプレゼンテーション、質疑応答の持ち時間から除くこととします。

※説明者は1社2名までとします。

※公平性の観点からプレゼンテーションを実施していただく際は資料や名札等で参加事業者名が特定されないような配慮をお願いします。

(2) 場所 前橋市役所 6階 WEB 会議室

※開始時刻の5分前までに、6階東会議室(控室)にお越しください。

時間になりましたら係員が案内いたします。

※パソコンと有線接続できるプロジェクターとスクリーンを会場に設置します。企画書類以外に説明に必要な場合は利用できます。各自で機器を準備することも認めますが、準備時間も所定の提案時間に含まれますのでご注意ください。

(3) 選定委員会

選定に当たっては、選定委員会を設置し、委員会が次の審査項目に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(4) 審査項目 ア) 企画力

本実施要領で提示した業務内容を理解するとともに、テーマを捉えた独自性のある企画提案となっているか。

イ) デザイン力

企画・コンセプトを実現するため、デザイン性に優れた素材（写真・イラスト等）を用いてレイアウトやデザインを行い、分かりやすく手に取りやすい冊子の作成が期待できるか。

ウ) 取材・編集力

地域福祉計画の策定過程を独自取材し、地域福祉のイメージを視覚的に伝わる提案記事の作成が期待できるか。

エ) 費用対効果・効率性

費用も当然審査対象となる。その上で委託費用に対する地域福祉に関する周知 PR 効果、作成部数など、効果・効率性およびコストパフォーマンスが高いものであるか。

オ) 実現性・実行体制

提案内容が市担当課と連携・意思疎通を図りながら、スケジュール感を持って予定どおりに進捗できる体制がとられているか。

(5) 審査結果発送予定 令和7年3月31日(月) 予定

審査を受けた事業者すべてに連絡します。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 本業務に係る入札保証金、契約保証金の扱いはありません。

11 その他

- (1) 本業務に係る人件費及び交通費等、委託業務にかかる経費は受託者の負担とします。
- (2) 本業務により作成された成果品（著作権、使用写真等）に関する権利は、前橋市に帰属するものとします。
- (3) 実施要領に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、前橋市との協議により決定するものとします。

12 別添資料等

- (1) 応募申請書
- (2) 業務実施体制申告書
- (3) 誓約書
- (4) 質問票
- (5) 企画提案書雛型

13 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市福祉部 社会福祉課 福祉総務係

担当 副主幹 太田 聡彦

電話：027-898-6988

FAX：027-223-8325

Email：shakai_fukusi@city.maebashi.gunma.jp